議案第９号

損害賠償の額を定めることについて

平泉寺児童館隣の敷地内において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

１　損害を賠償する相手方
[redacted]

２　事故の概要
令和８年２月１７日午後３時２０分頃、平泉寺児童館職員が除雪作業中、投雪が児童館に隣接する敷地内の倉庫に当たり、窓ガラス２枚を損傷させたものである。

３　損害賠償の額　金１５１，９２７円

令和８年６月８日提出

勝山市長　水上　実喜夫

提案理由
物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、この案を提出する。